

参考 総2－(2)

火山調査研究推進本部政策委員会 総合基本施策・調査観測計画部会運営要領

令和6年6月4日
火山調査研究推進本部
政策委員会
総合基本施策・調査観測計画部会

(開催及び招集)

第1条 火山調査研究推進本部政策委員会総合基本施策・調査観測計画部会（以下「部会」という。）は、必要に応じ開催し、総合基本施策・調査観測計画部会長（以下「部会長」という。）が招集する。

(意見の聴取)

第2条 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

(分科会)

第3条 部会に、必要に応じ専門の事項を調査審議させるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会に主査を置き、部会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 主査は、分科会の事務を掌理する。
- 5 主査に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。
- 6 分科会の運営に必要な事項は、各分科会において定めるものとする。

(部会の公開等)

第4条 部会は、原則として公開とする。ただし、部会長が必要と認めた場合には、全部又は一部の議事を非公開とすることができる。

- 2 部会の会議資料及び議事要旨を公開する。ただし、部会長が必要と認めた場合には、非公開とした議事に係る会議資料及び議事要旨については、非公開とすることができる。